



2019年5月29日

各位

大阪府中央区道修町1丁目6番7号
株式会社ODKソリューションズ
代表取締役社長 西井 生和
(コード番号: 3839 東証JASDAQ)
問い合わせ先: 取締役企画総務部長 作本 宜之
電話番号: (06) 6202-0413
URL: <http://www.odk.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月29日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について、2019年6月26日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2019年4月26日に開示いたしております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定しております。

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、併せて和暦表記を西暦に改め、分かりやすい定款とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

株主総会開催予定日 2019年6月26日(水)

効力発生予定日 2019年6月26日(水)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第29条

(条文省略)

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第31条

(条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第32条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第33条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第30条

(現行どおり)

(報酬等)

- 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第32条

(現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(削除)

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(削除)

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

<p>(報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>																																																																																																								
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>																																																																																																								
<p><u>第41条～第44条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第36条～第39条</u> (現行どおり)</p>																																																																																																								
<p>付 則 (施行年月日)</p>	<p>付 則 (施行年月日)</p>																																																																																																								
<p>第1条 本定款は、<u>平成28年6月28日</u>から改定施行する。</p>	<p>第1条 本定款は、<u>2019年6月26日</u>から改定施行する。</p>																																																																																																								
<table border="0"> <tr><td></td><td><u>昭和38年</u></td><td>4月1日</td><td>制定</td></tr> <tr><td></td><td><u>昭和50年</u></td><td>5月28日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成5年</u></td><td>6月29日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成6年</u></td><td>6月29日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成14年</u></td><td>6月27日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成15年</u></td><td>6月26日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成18年</u></td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成19年</u></td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成20年</u></td><td>6月26日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成21年</u></td><td>6月24日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成25年</u></td><td>6月26日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成26年</u></td><td>6月25日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>平成28年</u></td><td>6月28日</td><td>改定</td></tr> </table>		<u>昭和38年</u>	4月1日	制定		<u>昭和50年</u>	5月28日	改定		<u>平成5年</u>	6月29日	改定		<u>平成6年</u>	6月29日	改定		<u>平成14年</u>	6月27日	改定		<u>平成15年</u>	6月26日	改定		<u>平成18年</u>	7月1日	改定		<u>平成19年</u>	7月1日	改定		<u>平成20年</u>	6月26日	改定		<u>平成21年</u>	6月24日	改定		<u>平成25年</u>	6月26日	改定		<u>平成26年</u>	6月25日	改定		<u>平成28年</u>	6月28日	改定	<table border="0"> <tr><td></td><td><u>1963年</u></td><td>4月1日</td><td>制定</td></tr> <tr><td></td><td><u>1975年</u></td><td>5月28日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>1993年</u></td><td>6月29日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>1994年</u></td><td>6月29日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2002年</u></td><td>6月27日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2003年</u></td><td>6月26日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2006年</u></td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2007年</u></td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2008年</u></td><td>6月26日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2009年</u></td><td>6月24日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2013年</u></td><td>6月26日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2014年</u></td><td>6月25日</td><td>改定</td></tr> <tr><td></td><td><u>2016年</u></td><td>6月28日</td><td>改定</td></tr> </table>		<u>1963年</u>	4月1日	制定		<u>1975年</u>	5月28日	改定		<u>1993年</u>	6月29日	改定		<u>1994年</u>	6月29日	改定		<u>2002年</u>	6月27日	改定		<u>2003年</u>	6月26日	改定		<u>2006年</u>	7月1日	改定		<u>2007年</u>	7月1日	改定		<u>2008年</u>	6月26日	改定		<u>2009年</u>	6月24日	改定		<u>2013年</u>	6月26日	改定		<u>2014年</u>	6月25日	改定		<u>2016年</u>	6月28日	改定
	<u>昭和38年</u>	4月1日	制定																																																																																																						
	<u>昭和50年</u>	5月28日	改定																																																																																																						
	<u>平成5年</u>	6月29日	改定																																																																																																						
	<u>平成6年</u>	6月29日	改定																																																																																																						
	<u>平成14年</u>	6月27日	改定																																																																																																						
	<u>平成15年</u>	6月26日	改定																																																																																																						
	<u>平成18年</u>	7月1日	改定																																																																																																						
	<u>平成19年</u>	7月1日	改定																																																																																																						
	<u>平成20年</u>	6月26日	改定																																																																																																						
	<u>平成21年</u>	6月24日	改定																																																																																																						
	<u>平成25年</u>	6月26日	改定																																																																																																						
	<u>平成26年</u>	6月25日	改定																																																																																																						
	<u>平成28年</u>	6月28日	改定																																																																																																						
	<u>1963年</u>	4月1日	制定																																																																																																						
	<u>1975年</u>	5月28日	改定																																																																																																						
	<u>1993年</u>	6月29日	改定																																																																																																						
	<u>1994年</u>	6月29日	改定																																																																																																						
	<u>2002年</u>	6月27日	改定																																																																																																						
	<u>2003年</u>	6月26日	改定																																																																																																						
	<u>2006年</u>	7月1日	改定																																																																																																						
	<u>2007年</u>	7月1日	改定																																																																																																						
	<u>2008年</u>	6月26日	改定																																																																																																						
	<u>2009年</u>	6月24日	改定																																																																																																						
	<u>2013年</u>	6月26日	改定																																																																																																						
	<u>2014年</u>	6月25日	改定																																																																																																						
	<u>2016年</u>	6月28日	改定																																																																																																						

以 上